

令和2年6月10日

指定介護サービス事業者等 各位

旭川市保健所医務薬務課長

令和元年度介護職員処遇改善実績報告について

令和元年度に介護職員処遇改善加算を算定している事業者は、事業年度の最終の加算の支払いがあった月の翌々の末日までに介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があるため、次のとおり、所定の期限までに必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、この実績報告において、賃金改善額が介護職員処遇改善加算総額を下回るような場合は、一時金等で支給するなど下回ることがないように御注意ください。

1 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善実績報告書 [別紙様式3]
- (2) 介護職員処遇改善実績報告書(事業所一覧表) [別紙様式3(添付書類1)]
- (3) 処遇改善加算賃金支給総額 総括表(賃金改善額の根拠資料) [参考様式]
- (4) 北海道国民健康保険団体連合会からの「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」

※令和元年10月サービス提供分以降は「内訳のお知らせ」の最終ページ(サービス種類ごとの内訳がわかるもの)も併せて提出してください。

(平成31年4月サービス提供分から令和2年3月サービス提供分(令和元年5月審査分から令和2年4月審査分))

2 提出期限 令和2年7月31日(金) 厳守 郵送の場合は当日消印有効

3 提出方法 直接持参又は郵送により提出願います。

郵送による場合は封筒宛名面に「介護職員処遇改善実績報告書在中」と朱書きしてください。

4 提出先及び連絡先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階
旭川市保健所医務薬務課
電話：(0166) 25-9815

5 その他留意事項

- (1) 旭川市以外の市町村に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、別紙様式3(添付書類2及び添付書類3)を添付してください。
- (2) 処遇改善加算賃金支給総額 内訳書については添付不要となりましたが、内訳書に基づいて作成した総括表については添付が必要となりますので御注意ください。
- (3) 賃金水準額の比較対象年度
ア 処遇改善加算賃金支給総額内訳書において、「改善前の賃金水準額」とは、初めて加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金額の水準をいいます。

例えば、平成24年度から加算を取得している場合、平成23年度の賃金水準(交付

金を取得していた場合には、交付金による賃金改善の部分を除く）と比較します。

イ 加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合、平成28年度の賃金額の水準（従来の加算（Ⅰ）を取得し実施した賃金改善額を含めた額）と比較します。

（4）介護職員処遇改善加算を算定していたにもかかわらず、実績の報告が行われない場合は、不正請求として全額返還となる場合がありますので御注意ください。